

◆ 令和6年度小浜市人事行政の運営等の状況 ◆

小浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（小浜市条例第9号）第6条の規定に基づき、令和6年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

・一部、令和7年4月1日現在の状況を公表しています。

1 職員の任免および職員数の状況

（1）職員数の状況

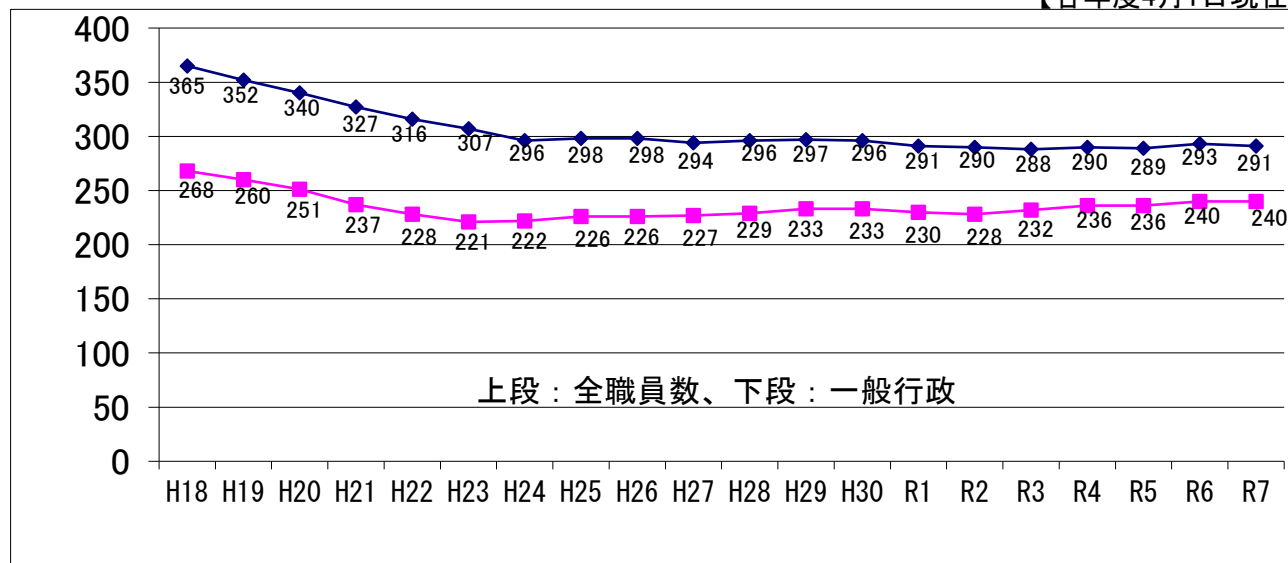
各年度4月1日現在の部門別職員数の状況は、下表のとおりです。

（単位：人）

区 分		職員数			対前年 増減数	令和7年度の職員の主な増減理由
部 門		R5	R6	R7		
一般行政	議 会	5	5	5	0	
	総 務	73	79	78	△ 1	・御食国ブランド戦略課新設による増員、自己啓発休業等の復職による総務課配属の減員
	税 務	15	14	15	1	・課税グループの増員
	民 生	62	63	67	4	・重層的支援業務の体制整備に伴う会計区分変更による増員
	衛 生	21	19	19	0	
	労 働	2	2	2	0	
	農林水産	19	19	16	△ 3	・農政課および里山里海課の統合による減員
	商 工	16	16	15	△ 1	・日本遺産関連業務の所管替えによる減員
	土 木	23	23	23	0	
	小 計	236	240	240	0	
特別行政	教 育	21	21	21	0	
	小 計	21	21	21	0	
公営企業等	水 道	7	7	7	0	
	下 水 道	8	8	9	1	・下水道整備体制の強化
	そ の 他	17	17	14	△ 3	・重層的支援業務の体制整備に伴う会計区分変更による減員
	小 計	32	32	30	△ 2	
総 合 計		289	293	291	△ 2	

（2）職員数の推移

【各年度4月1日現在】



* 一般行政は全職員数から特別行政（教育関係）、公営企業会計等を除いたものです。

(3) 職員の採用と退職の状況

(単位：人)

職 種	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数
行 政 職	14	15	15	11	12	14
技 能 労 務 職	0	0	0	0	0	0
合 計	14	15	15	11	12	14

* 国および県との人事交流に関する数字は含まれていないため、(2) 職員数の推移のグラフ(全職員数)とは数値が一致しません。

2 職員の人事評価の状況

職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければならぬとされています。(地方公務員法第23条の2、第23条の3)

本市においては職員の勤務の業績や職務に関連する能力、態度等を公平かつ統一的に把握し、人事管理ならびに職員の能力開発、人材育成および活用を図ることを目的として、平成17年度から平成20年度まで人事評価制度を試行し、平成21年度からは本格的に人事評価制度を実施しました。平成23年度からは、能力・態度評価を重視した制度の運用を図りました。

平成26年の地方公務員法改正により、平成28年度からは業績と能力に分けて評価するなど、評価方法の変更を行い、評価結果の処遇等への反映を導入した人事評価制度として実施しています。

人事評価は、能力主義および成績主義を実現するための手段であり、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換えや昇任等の人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

3 職員の給与の状況

職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与などを参考に市議会の議決を経て「小浜市一般職の職員の給与に関する条例」などで定められています。

今後も、給料、手当等の適正化に努めていくとともに、小浜市行政改革大綱に基づき人件費の抑制に努めていきます。

(1) 人件費の状況

【令和6年度・普通会計決算】

住民基本台帳人口	歳出決算額	実質収支	人件費	人件費率	5年度人件費率
(年度末・単位：人)	(単位：千円)	(単位：千円)	(単位：千円)	(単位：%)	(単位：%)
27,446	17,583,693	623,635	3,053,893	17.4	16.0

(2) 職員の平均給料月額、給与月額および平均年齢の状況

【令和7年4月1日現在】

区 分	一 般 行 政 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
小 浜 市	320,200 円	385,200 円	40 歳 10 カ月
福 井 県	328,557 円	392,110 円	42 歳 6 カ月
国	332,237 円	414,480 円	41 歳 11 カ月

(3) 職員の初任給の状況

【令和7年4月1日現在・一般行政職】

区 分	小浜市	福井県	国	
	初任給額	初任給額	初任給額	
大 学 卒	220,000 円	225,600 円	総合職 230,000 円	一般職 220,000 円
高 校 卒	188,000 円	194,500 円	一般職 188,000 円	

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

【令和7年4月1日・一般行政職】

区 分	3年以上～5年未満	5年以上～7年未満	7年以上～10年未満	10年以上～15年未満
大 学 卒	237,200 円	247,000 円	258,300 円	281,400 円
高 校 卒	206,100 円	224,300 円	228,900 円	— 円

区 分	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満	25年以上～30年未満	30年以上～35年未満
大 学 卒	312,000 円	363,300 円	397,600 円	417,200 円
高 校 卒	— 円	341,100 円	— 円	385,400 円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

【令和7年4月1日現在】

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	30	15.1%	主事 技師 管理栄養士 社会福祉士 計	25 3 1 1 30	56	28.1%	主事級
2級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事または主事級に属する職の職務	26	13.1%	主事 技師 栄養士 書記 計	24 2 26			
3級	主査または主査級に属する職の職務	53	26.6%	主査 主任社会福祉士 書記 計	47 4 2 53	53	26.6%	主査級
4級	課長補佐または課長補佐級に属する職の職務	41	20.6%	課長補佐 次長 館長補佐 専門員 書記 計	34 4 1 1 1 41	41	20.6%	課長補佐級
5級	主幹または主幹級に属する職の職務	19	9.5%	主幹 次長 室長 計	16 2 1 19	19	9.5%	主幹級
6級	課長または課長級に属する職の職務	14	7.0%	課長 会計管理者 次長 計	12 1 1 14	14	7.0%	課長級
7級	部長または部長級に属する職の職務および部次長または部次長級に属する職の職務	16	8.0%	部長 局長 会計管理者 次長 計	6 2 8 16	16	8.0%	部長級
合計		199	100.0%					

* 職員数は、「地方公務員給与実態調査」により総務省に報告している数値です。一般行政職は、全職員数から保育士、保健師、水道会計職員、下水道会計職員、技能労務職等を除いた職員です。

* 各級の構成比は小数点第二位以下を四捨五入しているため、値の合計が必ずしも100%とならない場合があります。

(6) 職員手当の状況

●扶養手当（月額）

【令和7年4月1日現在】

区 分	小浜市	国
配偶者	3,000 円	3,000 円
子	11,500 円	11,500 円
配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円	6,500 円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人に右記金額を加算	5,000 円	5,000 円

●住居手当（月額）

【令和7年4月1日現在】

区 分	小浜市	国
持家居住者	0 円	0 円
新築・購入から5年間（平成22年度から廃止）		
貸家貸間居住者	28,000 円	28,000 円
家賃61,000円以上		
家賃27,000円を超え61,000円未満	(家賃－27,000) × 1/2 + 11,000	(家賃－27,000) × 1/2 + 11,000
家賃27,000円以下	(家賃－16,000)	(家賃－16,000)

●管理職手当（月額）

【令和7年4月1日現在】

区 分	支給額	備 考
上席部長	66,000円	平成21年4月から定率制から定額制に移行しています。これにより、管理職員一人当たりの手当額は、減少しています。
部 長	60,000円	
部 次 長	48,000円	
課 長	42,000円	
主 幹	33,000円	

●通勤手当（月額）

【令和7年4月1日現在】

区 分	小浜市	国
自家用車利用者	2 キロ以上 5 キロ未満	2,000 円
	5 キロ以上 10 キロ未満	4,200 円
	10 キロ以上 15 キロ未満	7,100 円
	15 キロ以上 20 キロ未満	10,000 円
	20 キロ以上 25 キロ未満	12,900 円
	25 キロ以上 30 キロ未満	15,800 円
	30 キロ以上 35 キロ未満	18,700 円
	35 キロ以上 40 キロ未満	21,600 円
	40 キロ以上 45 キロ未満	24,400 円
	45 キロ以上 50 キロ未満	26,200 円
	50 キロ以上 55 キロ未満	28,000 円
	55 キロ以上 60 キロ未満	29,800 円
	60 キロ以上	31,600 円
交通機関等利用者	最高支給限度額 150,000円	運賃等相当額

●単身赴任手当（月額）

【令和7年4月1日現在】

区 分	小浜市	国
異動に伴い配偶者と別居している場合	30,000 円	30,000 円

●地域手当（月額）

【令和7年4月1日現在】

区 分	級地（都道府県）	割 合	給料、管理職手当、扶養手当の月額合計に割合を乗じて得た額
異動に伴い対象地域に在勤する場合	1級地（東京都）	100分の20	

●特殊勤務手当

【令和7年4月1日現在】

区 分	支給単位	支給額
感染症防疫作業	日額	300 円
社会福祉事務（生活支援）	日額	150 円
徴収業務（市税、国保税、介護保険料、水道使用料ほか）	日額	250 円
用地交渉	日額	400 円
汚物処理、汚水処理、ごみ処理作業	日額	450 円
し尿処理作業	日額	450 円
し尿脱水汚泥処理作業	日額	900 円
人体有害虫等駆除作業	日額	1,100 円
死体取扱作業	日額	2,200 円

●時間外勤務手当

【普通会計決算額】

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
令和6年度	66,318,000 円	328,307 円
令和5年度	62,574,000 円	312,870 円

●期末勤勉手当

【令和6年度支給割合】

区 分	小浜市			国		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.225 月	1.025 月	2.250 月	1.225 月	1.025 月	2.250 月
12 月 期	1.275 月	1.075 月	2.350 月	1.275 月	1.075 月	2.350 月
合 計	2.50 月	2.10 月	4.60 月	2.50 月	2.10 月	4.60 月
参 考	職制上の段階、職務の等級による加算措置 ……有			職制上の段階、職務の等級による加算措置 ……有		

●退職手当

【令和7年4月1日現在】

区 分	小浜市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月	24.586875 月	19.6695 月	24.586875 月
勤続25年	28.0395 月	33.27075 月	28.0395 月	33.27075 月
勤続35年	39.7575 月	47.709 月	39.7575 月	47.709 月
最高限度額	47.709 月	47.709 月	47.709 月	47.709 月
その他加算	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）	

（7）特別職の報酬等の状況

【令和7年4月1日現在】

区 分	報酬月額	期末手当				その他の手当
市 長	850,000 円	6 月期	1.70	1.70	1.70 月	市長、副市長、教育長には、一般職に準じて通勤手当が支給されます。
副 市 長	710,000 円	12 月期	1.75	1.75	1.75 月	
教 育 長	630,000 円	合 計	3.45	3.45	3.45 月	
議 長	440,000 円	市長 副市長 議員				
副 議 長	370,000 円	*一般職に準じた職制上の段階による加算措置有				
議 員	350,000 円	*令和6年度支給割合				

4 職員の勤務時間、その他の勤務条件および休業に関する状況

（1）勤務時間の状況

令和7年度の職員の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

勤 務 時 間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
休 憩 時 間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

* 公務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割り振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間の5種類です。休業については、育児休業があります。

休暇、休業の種類		付与日数・期間
年次有給休暇		1年につき最高20日間
病 気 休 暇	公務上負傷または疾病	必要と認められる期間
	その他私傷病	90日以内
	生理日の就業困難	必要と認められる期間
特 別 休 暇	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
	裁判員、証人等出頭のための休暇	必要と認められる期間
	感染症予防等休暇	必要と認められる期間
	産前休暇	8週間以内に出産予定の場合出産日まで
	産後休暇	出産翌日から8週間
	授乳のための休暇	1日2回、1回あたり30分以内
	骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
	結婚休暇	連続する5日以内
	妻の出産に伴う休暇	入院から出産後2週間までの間に2日
	育児参加休暇	産前6週間、産後1年の期間中において5日
	忌引	続柄に応じて1日から7日
	父母追悼のための休暇	父母の死後15年以内において各年1日
	夏季休暇	連続する5日以内の範囲内の期間
	災害復旧のための休暇	7日の範囲内の期間
	災害事故に伴う休暇	必要と認められる期間
	危険回避のための休暇	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	1年において5日以内
	健康診査のための休暇	必要と認められる期間
	永年勤続休暇	永年勤続表彰を受けた年度において連続する3日間
	家族看護等休暇	1年において5日以内、親族等が2人以上の場合には10日以内
	短期介護休暇	1年において5日以内、要介護者が2人以上の場合には10日以内
	不妊治療休暇	1年において6日以内
介護休暇		2週間以上の通算6ヶ月以内の期間において必要と認められる期間
介護時間		始業または終業から連続する2時間以内（最長1日2時間）
育児休業		子が3歳に到達するまでの期間

(3) 年次有給休暇の取得状況

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は10.9日となっており、令和5年（11.4日）に比べ0.5日減となっています。

(4) 育児休業取得状況

令和6年度に育児休業を新規に取得した職員は15人（男性6人 女性9人）であり、令和5年度8人（男性3人 女性5人）に比べ取得者総数は7人増加しました。

5 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保という観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

令和6年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	処分者数	処分事由
降 任	0人	-
免 職	0人	-
休 職	6人	地方公務員法第28条第2項第1号
降 給	0人	-

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の非違行為に対して、職場の秩序を維持し回復を図るために行われる処分で、免職、停職、減給および戒告があります。

令和6年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	処分者数	処分事由
戒 告	1人	小浜市職員の懲戒処分等に関する指針第4第6項
減 給	0人	-
停 職	1人	地方公務員法第29条第1項第1号および第3号
免 職	0人	-

6 職員のサービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければなりません。

このサービスの根本基準を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

◇法令等および上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）

◇信用失墜行為の禁止（法第33条）

◇職務に専念する義務（法第35条）

◇争議行為等の禁止（法第37条）

◇秘密を守る義務（法第34条）

◇政治的行為の制限（法第36条）

◇営利企業等の従事制限（法第38条）

(1) 職務専念義務免除の状況

職務に専念する義務とは、「職員は、法律または条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」（法第35条）とするものですが、職務に専念する義務の特例に関する条例および職務に専念する義務の特例を定める規則でその免除が限定的に認められています。

令和6年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

事 由	件数	人数
研修を受ける場合	0 件	0 人
厚生に関する計画の実施に参加する場合	43 件	43 人
市行政と密接な関係を有し市が指導育成することを必要とする団体の事務に従事する場合	0 件	0 人
教育公務員特例法第21条第1項の規定により、教育に関する他の事業または事務に従事する場合	0 件	0 人
当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 人
地公法第55条第11項の規定により、地方公共団体の当局に対し不満を表明し、または意見を申し出る場合	0 件	0 人
不利益処分に関する審査の請求者または勤務条件に関する措置の要求者として出頭する場合	0 件	0 人
職務に関連のある国家公務員または他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 人
これらのほか、市長が特に定める場合	0 件	0 人

(2) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等の従事制限とは、「職員は任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、もしくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならない。」（法第38条）とするものですが、営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準等が定められており、その許可が限定的に認められています。

令和6年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準（営利企業等の従事制限に関する規則第3条）	人数
次のいずれにも該当しないと認める場合 ・ 職員の占めている職務と当該営利企業との間に特別な利害関係があつて、それにより不当な結果を生じ、または生ずるおそれのある場合 ・ 職務の遂行に支障がある場合 ・ その他公務員として適当でないと認められる場合	6 人

7 職員の退職管理の状況

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分（再就職先およびその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後2年間、職務上の行為をするようまたはしないよう要求・依頼（働きかけ）してはならない、とされています。（法第38条の2）

本市においては小浜市職員の退職管理に関する条例および規則を制定し、再就職者による職員への働きかけの規制や、再就職情報の届出の義務付け等を行っています。

令和6年度の再就職情報の届出数は、1人となっています。

8 職員の研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。（法第39条）

研修の種類は、市が独自に行う研修のほか、福井県自治研修所での各階層別研修および専門研修（委託研修）、全国市町村職員中央研修所など研修機関への派遣研修があります。

令和6年度の職員の研修の状況は、次の表のとおりです。

研修機関への専門研修については、各所属で対応しています。

区分	研 修 名	主 催	研修期間	受講者数
独自研修	新規採用職員研修	小浜市	7 日	15 人
	メンター制度メンター研修	小浜市	2 日	13 人
	メンター制度メンティ研修	小浜市	2 日	13 人
	課長補佐級研修	小浜市	2 日	7 人
	大人の食育－食の体験を活かしたウェルビーイング向上プログラム－	小浜市	2 日	6 人
	コンプライアンス研修	小浜市	1 日	232 人
	D X 研修（B P R等）	小浜市	8 日	132 人
	当初予算・財政状況説明会	小浜市	1 日	50 人
	交通安全研修	小浜市	1 日	215 人
	地域ブランディング研修	小浜市	1 日	78 人
	情報セキュリティ研修（eラーニング）	小浜市		365 人
	人事評価研修（eラーニング）	小浜市		95 人
委託研修（階層別）	新規採用職員研修・前期	福井県自治研修所	3 日	12 人
	新規採用職員研修・中期	福井県自治研修所	2 日	12 人
	新規採用職員研修・後期	福井県自治研修所	2 日	12 人
	新規採用職員研修・保育	福井県自治研修所	2 日	2 人
	ステップ1研修	福井県自治研修所	2 日	3 人
	ステップ2研修	福井県自治研修所	2 日	5 人
	ステップ3研修	福井県自治研修所	2 日	8 人
	ステップ4研修	福井県自治研修所	1 日	4 人
	課長補佐級研修	福井県自治研修所	1 日	13 人
	新任管理職研修	福井県自治研修所	1 日	11 人
	課長級研修	福井県自治研修所	1 日	6 人
委託研修（専門）	カードゲームを通じてカーボンニュートラルを学ぶ	福井県自治研修所	1 日	1 人
	プレゼンテーション研修	福井県自治研修所	1 日	2 人
	カスタマーハラスメント防止研修	福井県自治研修所	1 日	5 人
	行動経済学（ナッジ）研修	福井県自治研修所	1 日	1 人
	コーチング研修（eラーニング）	福井県自治研修所		3 人
	ビジネス文書レベルアップ研修（eラーニング）	福井県自治研修所		3 人
	分かりやすい説明の仕方研修（eラーニング）	福井県自治研修所		3 人

9 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の3つの事業を行っています。

小浜市においては、職員の福利厚生事業を実施しているほか、職員による互助組織として「小浜市職員共済会」を組織し、職員（会員）の掛金により文化体育事業や給付事業などを行っています。（職員の掛金 給料月額2.0/1000）

市職員共済会が行う給付事業のうち主なものは、次の表のとおりです。

給付の種類		給付額
結婚祝金	会員が結婚したとき	10,000 円
出産祝金	会員またはその配偶者が出産したとき	10,000 円
死亡弔慰金	会員が死亡したとき	50,000 円
	配偶者が死亡したとき	20,000 円
	会員の父母、生計を一にする配偶者の父母、子、または生計を一にする祖父母、もしくは、兄弟姉妹が死亡したとき	10,000 円
退会記念品料	会員が退職したとき	15,000 円

(2) 公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し実施しています。

令和6年度においては、1件の公務上のケガによる災害がありました。

10 勤務条件に関する措置の状況

公平委員会において令和6年度に勤務条件に関する措置の要求として取り扱った事案はありません。

11 不利益処分に関する不服申し立ての状況

公平委員会において令和6年度に不利益処分に関する不服申し立てとして取り扱った事案はありません。